

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年五月三十日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

#### 広島県人事委員会規則第二十二号

#### 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年広島県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第三中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 株式会社ひろしまイノベーション推進機構

#### 附 則

この人事委員会規則は、平成二十三年六月一日から施行する。